

杉並区空家等対策協議会 宛

特定空家等部会

### 杉並区空家等対策協議会第6回特定空家等部会の審議結果について

令和7年4月23日（水）に実施した第6回特定空家等部会の審議結果について、下記のとおり報告する。

1 6 質問第5号 [REDACTED]

#### （1）審議の概要

現地調査で当該空家等の状況を確認したところ、建物西側の柱、梁が腐食しており、建物の外壁が剥落している。また、2階部分の窓枠が脱落しており、危険性が認められる。

玄関に続く路地状敷地となる敷地内の通路部分には、草木の繁茂が確認され、道路及び隣地に越境している状況が認められる。

現地調査を踏まえ、特定空家等判定票の該当状況について審議した結果、当該空家等は、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる状態」、「適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態」及び「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」に該当し、全会一致で特定空家等と判断すべきとの結論に至った。

#### （2）審議の結果

区は、当該空家等を「特定空家等」と判断し、問題の解決に向けて、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条に基づき、以下の事項について指導すべきである。

- 建築物等を解体し除却すること
- 建物敷地外に越境している部分の草木の剪定を行うこと